納税の案内

市税を納める方法

●納税通知書（納付書）によって納める方法

次の金融機関で納めてください。

（1）高松市指定金融機関

百十四銀行

（2）高松市指定代理金融機関

香川銀行

（3）高松市収納代理金融機関

三菱 UFJ・三井住友・中国・阿波・伊予・四国・徳島大正・愛媛・高知の各銀行、高松信用金庫・香川県信用組合・四国労働金庫・香川県農業協同組合の各金融機関

香川県信用農業協同組合連合会・西日本信用漁業協同組合連合会の各金融機関の市内店舗

（4）ゆうちょ銀行・郵便局

〇地方税統一ＱＲコードのある、固定資産税と軽自動車税(種別割)

全国のゆうちょ銀行・郵便局

〇地方税統一ＱＲコードのない上記以外の納付書

四国４県内のゆうちょ銀行・郵便局（納期限を過ぎると納付できません。）

（5）高松市役所納税課、各総合センター・支所~~・出張所~~

（6）全国のコンビニエンスストア（納期限を過ぎると納付できません。）

MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア 100（50 音順）

（7）スマートフォンアプリ（バーコードを読み取る場合）

Pay B、Pay Pay（納期限を過ぎると納付できません。）

（8）各種スマホ決済アプリ

従来のバーコード決済に加え、固定資産税と軽自動車税(種別割)は、地方税統一ＱＲコードを利用し、各種スマホ決済アプリにて納付ができます。

対応可能なアプリについては、納付書裏面にある、地方税共同機構ホームページのＱＲコードから御確認ください。

●口座振替・自動払込によって納める方法

口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込）とは、金融機関・ゆうちょ銀行がみなさんに代わって、あらかじめみなさんが指定した預（貯）金口座から高松市の口座へ税金を自動的に振り替えて納付する方法です。

したがって、税金を納め忘れることがなく、また、わざわざ納税のために金融機関等に出向く必要がないので、お忙しい方には特に便利です。

※口座振替できる税目

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割）

※口座振替・自動払込を取り扱う金融機関

百十四、香川、みずほ・三菱 UFJ・三井住友・中国・阿波・伊予・四国・徳島大正・愛媛・高知・ゆうちょの各銀行、高松信用金庫・香川県信用組合・四国労働金庫・香川県農業協同組合の各金融機関

三菱 UFJ 信託・香川県信用農業協同組合連合会・西日本信用漁業協同組合連合会の各金融機関の市内店舗

※預貯金の種類

普通預金・当座預金・納税準備預金・郵便貯金

※申込手続

金融機関及びゆうちょ銀行の窓口に備え付けの「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、取扱金融機関又はゆうちょ銀行に提出してください。

※申込みに必要なもの

預貯金通帳、通帳使用印、納税通知書

※振替（払込）日

各納期の末日　（全期一括振替の場合は、第１期の納期の末日）

※振替（払込）の開始

申込日の翌々月以降に到来する納期の末日から振替（払込）を行います。

※振替の確認

振替された金額は、預貯金通帳で確認してください。なお、軽自動車税（種別割）については、「軽自動車税（種別割）納税証書（継続検査用）」を発行します。

※振替（払込）日に残高不足などで振替（払込）できなかった場合

市から納付書を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

全期一括が振替（払込）できない場合は、その年度に限り、第２期分から期別振替（払込）となり、第１期分については、別途送付する納付書で納付してください。

※注意事項

一度申し込むと、「廃止届」の提出がない限り、毎年度、自動的に継続します。

市税は税目ごとに振替口座が設定できます。

●市税の納期限　（令和５年度）

１　納期限

税目	期別	納期限
軽自動車税	全期	令和５年　５月３１日
固定資産税	１期	令和５年　５月　１日
	２期	令和５年　７月３１日
	３期	令和５年１０月　２日
	４期	令和５年１１月３０日
市・県民税（普通徴収）	１期	令和５年　６月３０日
	２期	令和５年　８月３１日
	３期	令和５年１０月３１日
	４期	令和６年　１月　４日

２　口座振替　一括振替期限

税目	口座振替　一括振替期限
固定資産税	令和５年　５月　１日
市・県民税（普通徴収）	令和５年　６月３０日

●納税が困難な場合

火事や風水害などの災害や病気などで納税に困っている方に対しては、市では事情を十分にお聞きして、分けて納めていただいたり、納付の期限を延ばしたりする場合がありますので、お気軽に窓口へご相談ください。

●市税の減免

納税者が、次の要件に該当する場合は、その状況に応じて、申請により、市税の減免を受けることができます。

税の種類	主な要件	担当課
個人市民税	１　震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた者 ２　貧困により、生活のため扶助を受ける者 ３　上記に掲げる者のほか、特別の事情がある者	市民税課
固定資産税	１　震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた固定資産 ２　貧困により、生活のため扶助を受ける者が所有する固定資産 ３　上記に掲げるもののほか、特別の事情がある固定資産	資産税課
軽自動車税	１　震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた軽自動車等 ２　貧困により、生活のため扶助を受ける者が所有する軽自動車等 ３　上記に掲げるもののほか、特別の事情がある軽自動車等	市民税課
	（障がい者等に対する減免） 市民税課法人係にお問い合わせください。	